

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、地区担当委員の伊東裕彰推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推8番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、8月16日に江原良弘委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字落合字宮下地内にある田1筆677㎡です。 農地の現況ですが、しそや落花生が作付けしてありました。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、大豆、もち米、うるち米を作付けするということです。田んぼは、次年度より作付け予定のため、今年度はしそや落花生などを作付けするということです。 農機具につきましては、刈払機を1台所有し、その他につきましては、近隣の農家に借りる予定です。 また、通作に関してですが、車で約15分の場所であり、譲受人は、南高麗の水田を探していましたが、現在南高麗の水田は、作付けが困難であるため、水路に問題のない申請地が最も自宅に近いということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への使用貸借権設定については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について補足説明いたします。

	申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、伊東裕彰推進委員の説明のとおりです。 借受人は、飯能市在住の主婦です。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 借受人の農作業の経験については、4年の経験があります。 借受人からは大豆、もち米、うるち米などの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、車で約15分の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を借り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和7年7月10日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機を1台所有しています。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	私も同行して調査しましたが、特にございません。 ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
2 番	使用貸借の期間及び期間を延長することは可能か教えてください。 また、現在、しそや落花生を作付けしているとのことですが、水田に戻すことが可能でしょうか。
事務局	使用貸借の期間は3年です。3年後は、貸借が終了するため、再度貸借希望の場合は、終了前に農地法第3条の許可申請をしていただくことになります。 また、作付けについてですが、他の農地につきましても、稲作時期以外は露地野菜を作付けしているため、問題ございません。

1 番	労力総数及び稼働総数が3とご報告がございましたが、どなたでしょうか。
事務局	本人、夫、日高市にて農業研修中の友人です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。 整理番号3-2について、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推4番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、8月23日に小谷野伸一委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字川崎字下原地内にある畑2筆、面積711㎡でございます。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を拡大するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、育苗および唐辛子などを作付けするということです。 また、通作に関してですが、自宅から1分以内の場所ですので問題ございません。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転売買については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、大字川崎地内で農業を営んでおります。 このたび、農業経営を拡大したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、10年以上の経験があります。 譲受人からは果菜類やゴマなどの育苗、唐辛子の栽培などの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅から1分以内の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和7年8月5日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、乗用田植機1台、大豆脱穀機1台を所有し、また、コンバイン1台を共同所有しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた小谷野伸一委員、何かございますか。
8 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。
議長	【なしの声あり】 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
推6番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、8月18日に大河原佐智子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字久須美字宮ノ前地内にある農地、畑1筆318㎡です。 農地の現況は保全管理されております。 申請者は農地転用について、建設業関係の資材置き場として土地利用計画図提出されており、工事用の車両や道路工事用の資材等の置き場として使用される予定です。 なお、隣接地の宅地1筆と一体利用する予定です。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段無いと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は 適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については須田重雄推進委員の説明のとおりです。 申請人は、大字下名栗地内を拠点として、土木業を行っている法人です。 申請人は、法人の業務が好調である中、既存資材置場は建設機械・車両・建築材等で手狭となっており、作業効率面や安全面にも支障を来すようになっていました。 そこで、既存の資材置場の面積と同程度であり、既存の資材置場から車にて10分程度で行き来ができるところで探していました。 そうしたところ、登記簿地目が農地以外である土地を見つけましたが、隣接する農地と合わせて使用することで土地が必要な面積が確保でき、また、

	整形地となることから、資材のストック量の増加を始め、作業効率面や安全面も担保できます。 そうしたことから、当該申請地を資材置場といたく申請をするものです。申請年月日は、令和7年8月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。農地区分は第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、資金調達計画として、土地購入費、造成費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、宅地部分と一体的に利用します。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた大河原佐智子委員、何かございますか。
3 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
5 番	隣接農地の宅地は譲受人の所有地でしょうか。
事務局	そのとおりでございます。
1 番	申請地に隣接する道路の幅員は4 m以上ございますか。
事務局	道路の幅員4 m以上確保されております。

議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、審議を行います。 議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号1について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。 松本健一推進委員に調査報告をお願いします。
推9番	議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号1について、8月20日に新井安典委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字双柳字六道地内にある農地、畑1筆1，127㎡です。 農地の現況はネギ、サトイモ、トマト、などの露地野菜が作付けされていました。 相続人は、常時、農業に従事していることから申請地取得後も農業に従事すると考えられます。 通作については、自宅から15分以内とのこと。 以上のことから、相続税の納税猶予移管する適格者証明書について、適当であると考えます。 説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 3 号相続税納税猶予に関する適格者証明願いの受付番号租税 7 0 - 1 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

租税特別措置法第七十条の六により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。

ここにおける農地等とは、農地法第 3 2 条第 1 項の遊休農地に該当しない農地であって、市街化区域においては都市計画法第 8 条第 1 項第 1 4 号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第 7 条第 1 項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。

申請地は 1, 1 2 7 ㎡の農地法第 3 2 条第 1 項の遊休農地に該当しない都市計画法第 8 条第 1 項第 1 4 号に掲げる生産緑地地区内にある農地です。

現地については、ネギ、サトイモ、トマトなどの露地野菜が作付けされていました。

申請年月日は、令和 7 年 7 月 2 9 日、同日農業委員会受付となっております。

次に、租税特別措置法に基づく適格者証明の検討事項について説明します。

1 つ目、被相続人が国税庁発出 4147 の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例 2 の (1) のいずれかに該当するかですが、イの死亡の日まで農業を営んでいた人に該当します。

2 つ目、相続人が国税庁発出 4147 の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例 2 の (2) のいずれかに該当するかですが、イの相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人に該当します。

3 つ目、農地が国税庁発出 4147 の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例 2 の (3) のいずれかに該当するかですが、イの被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたものに該当します。

以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。

補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただいた新井安典委員、何かございますか。
9 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 3 号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号 1 について、何かご意見、ご質問等ございますか。
6 番	相続人が 2 名いますが、今後分筆などされますか。
事務局	分筆はせず持分 2 分の 1 ずつ、ご夫婦で農地を所有することになります。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、適格者証明書を発行することに賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を発行することといたします。 続きまして、報告第 1 号農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の非農地通知について、報告第 2 号農地法第 5 条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	【質問なし】
議長	なしとのことですので、次に、その他に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件 4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和7年8月飯能市農業委員会総会を閉会します。